

平成30年度 南ヶ丘小学校いじめ防止基本方針

平成30年4月2日改正

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第二条）

(2) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめ防止等に当たる。

- ・「いじめは、命に関わる問題で人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校にも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

上記の考え方のもと、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめをしない、させない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない意識を高める。

① なかよし宣言

児童会を中心に、いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。内容については、毎年児童会で評価し、重点項目を決める。

わたしたちは、「みんな なかよし みなみっこ」を合言葉に、全員が笑顔でござせる、明るく楽しい南ヶ丘小学校にします。

1. 自分から元気にあいさつをします。
1. 仲間の気持ちを考えて行動します。
1. 自分の気持ちを言葉で伝えます。
1. 仲間の呼びかけに素直に応えます。
1. 仲間のよいところをたくさん見つけます。

南ヶ丘小学校児童会

平成29年3月14日改定

② ほかほか言葉の取り組み

仲間との関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲とよりよく生活しようとする心情を高めるために、児童集会や朝・帰りの会の担任の話を意図的に行うなどして、ほかほか言葉の活動を推進する。また、「なかよし宣言」と子どもの生活を見つめ直す話し合いを仕組むことで、子どもたちの願いにマッチした宣言を作り上げていく。

(2) 分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるように努める。

① 「分かる・できる授業」の推進

全ての児童が、主体的に参加したり互いの考えを認め合ったりする中で、「分かった」「できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。

② 一人ひとりが活躍できる活動

全ての児童が大切な学級の一員であり、一人ひとりが仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科指導を充実する。

③ 道徳の時間の充実

道徳の時間には命の大切さについての指導を行い、いじめに関する間接的な資料を活用した授業を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させる。

(3) 人とつながる喜びを味わう体験活動を充実する。

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる豊かな心の育成を図るとともに、異学年や他学校との交流を工夫し、アサーションの観点から望ましい対人関係づくりができる力を養う。

- ・ なかよし班活動での異学年交流を充実する。
- ・ 児童の自発的な活動を支える委員会活動を充実する。
- ・ 地域の特別支援学校と年間を通して継続的に交流することで、相手の立場を理解しながら接するあたたかい心を育成する。

(4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を推進する。

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。
- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等について児童及び保護者向けへの指導を一層充実する。

(5) あたたかい人間関係を醸成していく学級経営を行う。

- ・授業中の相互評価や帰りの会等で「みなみきりカード」を使用してよさを見つけ、仲間の誠実に活動する姿をお互いに紹介し合ってカードに記入する。教師はどこに値打ちがあるのかを語り、価値付けていく。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合には、学年部や生徒指導交流の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ・様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・「あのねアンケート」を毎月、年11回実施し、児童の悩みや人間関係を把握し、学年だけの問題か、他学年にまたがる問題か、それ以外の要素があるかを整理し、組織的に適切な指導及び対応を行い、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・アセスメントテストを5月と10月に行い、質問紙による児童の学校環境への適応意識を指導に生かす。
- ・いじめに関する事実が認められた、また、その他の諸問題が発生した場合には、全校児童を集め、「心を見つめる集会」を行い、集会後には学級で話し合う場も位置付け、問題の解決を図ったり再発防止に努めたりする。

(2) 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にし、教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるように、日常から児童理解を図るよう努める。
- ・問題を安易に考えず、深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって児童

の相談に当たる。

- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図るよう努める。また、マイ・サポータープランを利用し、児童に幅広い相談環境を設定するなど、相談体制の充実を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・生徒指導主事や教育相談主任を中心に計画的に研修会を実施するとともに、研修資料の積極的な収集及び発信を行う。
- ・年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修の他、必要に応じて適宜職員研修を行い一人ひとりの教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・いじめ事案があった際には、その事案を整理し、生きた教訓として研修資料の作成を行う。
- ・夏季休業中の研修では、効果的な教育相談の手法、他のいじめ事案から学ぶなど、直接指導に生かせる内容で実施する。

(4) 保護者との連携

- ・いじめが確認された後には、複数の職員でいじめた側、いじめられた側ともに保護者への報告を行い、事後の指導を親身になって行う。
- ・指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめられた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら全校体制で指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

(5) 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題は、学校だけで抱え込まず、その解決のために、学校、警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会等とのネットワークを大切にし、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るよう努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら事実関係を明

らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

(1) 学校内の組織

①生徒指導交流会・教育相談ケース会議

心配な事案については、その都度管理職への連絡を行う他、生徒指導交流会を週1回開催し、全教職員で問題傾向を有する児童や要支援児童等について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。また、特に話題になった児童についてケース会議で対策を考える。

②いじめ未然防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、当該学級担任、スクールカウンセラーによるいじめ未然防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。
- ・状況によって校内生徒指導委員会を開催し、迅速な対応を行う。教頭は、校長に報告し、校長の指示により迅速に支援体制をつくり、対処する。関連機関との連携を要する問題行動が発生したときに、南ヶ丘小生徒指導委員会を開催する。

※参加メンバー 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、PTA会長、倉知交番、主任児童委員（2人）、南ヶ丘地区青少年健全育成協議会会長

5 いじめ未然防止、早期発見、早期対応の年間計画

月	研修等	テーマ・内容
4	生徒指導交流会(週1回) 保護者にいじめ防止基本方針の説明 あのねアンケート	学級の実態の交流, 教育相談の計画 PTA総会で基本方針の説明
5	校内いじめ未然防止対策委員会① アセスメントテスト① あのねアンケート	年間のいじめ未然防止対策の計画 アセスメントテストの結果による実態と対策の交流
6	南ヶ丘小いじめ未然防止対策委員会① 教育相談週間(あのねアンケート)	共生学校づくり推進委において, 基本方針の説明 調査の考察, 調査を教育相談に生かす個別相談
7	校内いじめ未然防止対策委員会② あのねアンケート	1学期の実態交流, 夏休みに向けての指導

8	生徒指導事例研① 職員研修	教育相談の実践交流, 今後の指導の手立て いじめを含む情報モラルの研修
9	あのねアンケート	
10	アセスメントテスト② あのねアンケート	調査の結果と考察, 教育相談の交流 アセスメントテスト第1回との変化と対策の交流
11	教育相談週間(あのねアンケート)	
12	校内いじめ未然防止対策委員会③ あのねアンケート	2学期の実態交流, 教育相談の成果と課題
1	生徒指導事例研② あのねアンケート	教育相談の実践交流Ⅱ(実践結果), 今後の指導
2	南ヶ丘小いじめ未然防止対策委員会② 教育相談週間(あのねアンケート)	共生学校づくり推進委において実態説明 温かい仲間づくりに向けての取組の交流
3	校内いじめ未然防止対策委員会④ あのねアンケート	一年間のまとめ, 学級経営の成果と課題

6 いじめ問題発生時の対処

(1) いじめ問題発生時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し, 事実確認や情報収集, 保護者との連携等, 役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら, 速やかに事実確認を行うと共に教育委員会に報告する。
- ・いじめの事実が確認できた, 或いは疑いがある場合には, いじめを受けた(疑いがある)児童の気持ちに寄り添い, 安全を確保しつつ組織的に情報を収集し, 迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合, いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し, 家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下, 謝罪の指導を行う中で, いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに, いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め, 自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた児童生徒に対しては, 保護者と連携しつつ児童を見守り, 心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに, 二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取り組みを行う。

[基本的な対応順序]

- ①いじめの訴え, 情報, 兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧で確実な把握(複数の職員で組織的に, 保護者の協力を得ながら,

背景も十分聞き取る)

- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家協力を求める）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告，警察や子どもセンター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより児童の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき，いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては，以下の対応を行う。

[主な対応]

- ・教育委員会への「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生を防止に資するため，教育委員会の指導の下，事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は，調査結果について教育委員会へ報告するとともに，いじめを受けた児童及びその保護者に対し，事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは，直ちに所轄警察署に通報し，適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず，いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため，学校評価において次の内容を加味し，適正に学校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見，再発を防止するための取組に関すること。

8 個人情報等の取扱い

いじめ問題が重大事態に発展した場合に関わらず，あのねアンケートやアンケート調査資料を重要な情報として，学校において全アンケート調査結果を卒業時まで保存する。